

貸衣裳レンタル契約書

賃借人（乙）		賃貸人（甲）	
ふりがな		法人名	株式会社D L L
氏名	Ⓜ	代表者名	代表取締役 松山 僚佑 印
住所		店舗名	Novia Lumiereさいたま店
携帯電話		住所	さいたま市北区本郷町310
会場名		電話	048-780-2516
担当者		担当名	
電話番号		携帯電話	

上記の賃貸人（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）は、令和 年 月 日付けで、下記頭書の内容及び別添の貸衣裳レンタル約款の内容にしたがい、貸衣裳レンタル契約を締結します。

頭書

1 レンタル商品の品名及び数量

品名	数量

2 レンタル期間

令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
----------	---	----------

3 レンタル方法（①から③のいずれかに○をしてください。）

- ① 乙の店頭受取・店頭返却（レンタル日：利用日の前日）
② 乙の店頭受取・店頭返却（レンタル日：利用日当日）
③ 配送受取・配送返却（レンタル日：利用日3日前に店頭発送）

配送先の場所	
配送先の住所	

4 レンタル料金

金額（税込）		円
--------	--	---

貸衣裳レンタル約款

本約款は、株式会社D L L（以下「当社」といいます。）がお客様に貸衣裳をレンタルする条件等について定めたものです。お客様におかれましては、本約款の内容を確認のうえご承諾いただいた場合のみ貸衣裳レンタル契約を締結してください。

第1条 本契約の内容

お客様が、当社の定める手続にしたがい、Wedding Park DRESS等のウェブサイトに掲示するウェディングドレス・カラードレス等の衣裳及びその他の小物のうち、頭書1記載の商品（以下、合わせて「レンタル商品」といいます。）のレンタルを申し込み、当社が当該申し込みを承諾する旨の意思表示をした時点で、当社とお客様との間で貸衣裳レンタル契約（以下「本契約」といいます。）が成立することになります。

第2条 レンタル期間及びレンタル方法

- 1 本契約のレンタル期間及びレンタル方法は、それぞれ頭書2及び3記載のとおりです。
- 2 レンタル方法が配送受取となった場合、利用日3日前に発送し、翌日（利用日2日前）に到着することを見込んでいますが、配送事情等により到着が遅れる場合があります。その場合でも、レンタル期間及びレンタル料金の変更はありません。

第3条 レンタル料金

- 1 本契約のレンタル料金は、頭書4記載のとおりです。
- 2 レンタル料金の支払方法は、当社指定のクレジットカード決済または銀行振込のいずれかとします。なお、銀行振込をご利用される場合、本契約成立後7日以内に当社指定の銀行口座にお振込みください。なお、振込手数料につきましては、お客様負担とさせていただきます。

第4条 レンタルに関する注意事項

- 1 お客様は、レンタル商品のレンタルを受けている期間、善管注意義務をもってレンタル商品を取り扱わなければならない、レンタル商品を破損、汚損ないし滅失等をさせてはなりません。
- 2 お客様は、レンタル商品を第三者に転貸または使用させてはなりません。
- 3 お客様は、法令または公序良俗に違反する行為（ハラスメント行為を含み

ます。) をしてはなりません。

- 4 お客様は、レンタル期間終了日に、頭書3記載の方法によりレンタル商品を返却しなければなりません。なお、配送返却の場合は、レンタル期間終了日の午前中にレンタル商品を配送しなければならないものとします。
- 5 レンタル商品の返却の際にお客様の私物が同梱されていた場合は、当社よりお客様に連絡を差し上げます。お客様において配送での返却をご希望された場合の送料はお客様負担となります。また、お客様と連絡が取れない場合、または、お客様が受領されない場合には、レンタル商品の返却日から3か月間（ただし、生ものなどの場合には当社が定める期間とします。）、当社において保管いたしますが、当該期間経過後は、お客様において当該私物の所有権を放棄されたものとみなし処分させていただきます。なお、当社において当該私物を管理している場合、当該私物が損壊等をしたとしても、当社に故意または重過失があるときを除き、当社の損害賠償義務の上限は10万円とし、当社は、当該金額を超えた損害賠償義務を負わないものとします。

第5条 本契約の内容の変更

- 1 当社は、本契約締結後であっても、天災地変・戦乱・暴動などが発生した場合、前使用者がレンタル商品を期限通り返却しない場合、前使用者等がレンタル商品を損壊ないし汚損させた場合その他当社の責めに帰さない理由により、本契約にしたがったレンタル商品のレンタルができない場合には、お客様に対して速やかにご説明のうえ、レンタル商品の変更などの対応をさせていただきます。
- 2 前項の場合、当該変更によりレンタル代金に変更が生じる場合は、当社とお客様は適宜精算するものとします。

第6条 お客様の都合による本契約の変更及び解約

お客様は、お客様からの申し出により、以下で定める変更料または解約料をお支払いいただくことによって、いつでも本契約を変更または解約することができます。ただし、本契約成立日が変更料・解約料が発生する時期に入っていた場合は、ご利用日を基準として変更料・解約料を算定するものとし、また、ご利用日の3日前からご利用日当日までの変更はできないものとします。

(1) 変更の場合

変更のお申し出日	変更料
ご利用日から起算して 10日前まで	無料

ご利用日から起算して 9日前から4日前まで	1回につきレンタル料金の30%相当額
--------------------------	--------------------

(2) 解約の場合

解約のお申し出日	解約料
ご利用から起算して 180日前まで	無料
ご利用から起算して 180日前から90日前まで	レンタル料金の10%相当額
ご利用から起算して 89日前から30日前まで	レンタル料金の20%相当額
ご利用日から起算して 29日前から14日前まで	レンタル料金の30%相当額
ご利用日から起算して 13日前から3日前まで	レンタル料金の50%相当額
ご利用日から起算して 2日前からご利用日当日	レンタル料金の100%相当額

第7条 レンタル期間を徒過した場合の対応

お客様が、第2条に定めるレンタル期間経過しても、当社に対してレンタル商品をご返却いただけない場合、当社はおお客様に対して1日あたりレンタル料金の20%に相当する金額の違約金を請求させていただきます。なお、当社が当該違約金を超える金額の損害を被った場合には、お客様は当社に対して違約金に加えて当該超過分を損害賠償として支払うものとします。

第8条 お客様の責任

- お客様が、故意または過失により本契約に違反し、それにより当社が損害を被った場合、当社はおお客様に対して当該損害の賠償をご請求いたします。なお、お客様がレンタル商品を破損、汚損ないし滅失をさせた場合の損害については、次の通りとします。

記

修繕可能な破損・汚損	修繕不可能な破損・汚損/滅失
修復にかかる実費 (クリーニング費用・修繕費用)	衣裳：レンタル料金相当額 小物等：当社が定める所定の金額
(具体例) 汚れ/シミ (クリーニングで落ちるものに限る) 少量の水分漏れ (飲食などその他)	(具体例) 汚れ/シミ (クリーニングで落ちないもの) 大量の水分で生地緩み・変色 (飲食

嘔吐・潜血等（クリーニングで落ちるものに限る） 生地糸引き（修復可能なものに限る） 刺繍のほつれ 【貸付随小物】 軽度の色移り、汚れ、シミなど（クリーニングで落ちるものに限る）	などその他） 嘔吐・潜血等（クリーニングで落ちないもの） 生地溶け・焼け（タバコ火等での） 生地破れ 【貸付随小物】 嘔吐・潜血等 部品の破損・紛失 汚れ／シミ（クリーニングで落ちないもの）
--	--

2 お客様は、以下の事情が発生し、結婚式等が開催されないなどレンタル商品の利用目的が達成できなかったとしても、本契約を解除ないし解約することはできないものとします。

- (1) 天災地変、戦乱、暴動
- (2) 挙式会場・パーティ会場等の都合
- (3) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離
- (4) 食中毒
- (5) 盗難
- (6) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更等
- (7) その他、当社の関与しえない事由

第9条 当社の責任

当社は、故意または過失により本契約に違反し、それによりお客様が損害を被った場合、お客様に対して当該損害を賠償いたします。ただし、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社が賠償する損害はレンタル料金相当額を上限とし、お客様は当該金額を超える請求ができないものとします。

第10条 個人情報の取扱い

当社は、お客様の個人情報につきましては、個人情報保護法に基づき適切に管理いたします。

第11条 権利の譲渡等の禁止

当社及びお客様は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の当事者地位、及び、本契約に関する一切の権利義務を第三者に譲渡・承継し、または担保の目的に供してはならないものとします。

第12条 解除

- 1 当社及びお客様は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、通知催告なしに、相手方に対する通知をもって本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本契約に定める義務に違反し、相当の期間を定めて催告してもなおその期間内に違反状態が是正されないとき
 - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始の申し立てをし、または第三者からこれらの申し立てを受けたとき
 - (3) 支払いを停止し、または支払不能となったとき
 - (4) 第三者より、仮差押、仮処分、民事執行、担保権実行または滞納処分の申立等を受けたとき
 - (5) 資産状態または資金繰りが著しく悪化したとき
 - (6) 社会的信用を著しく害する事由が生じた行為があったとき
 - (7) その他、前各号に準ずる事由があったとき
- 2 前項に基づき、当社が本契約を解除した場合であっても、お客様は第3条1項に定めるレンタル料金全額の支払義務は免れないものとします。
- 3 当社は、当社の責めに帰さない事由により、本契約に基づくレンタル商品のレンタルができなくなった場合（第5条1項に定める場合を除きます。）、または、本契約に基づくレンタル商品のレンタルができなくなった可能性が高いと判断した場合、本契約を解除できるものとします。この場合、当社はお客様に対して、既に受領したレンタル料金を返金させていただきますが、それ以外の責任を負わないものとします。

第13条 遅延損害金

当社及びお客様は、相手方に対する金銭債務の支払いを怠った場合には、支払期日の翌日から支払日まで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第14条 反社会的勢力の排除

- 1 当社及びお客様は、相手方に対して、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとします。
 - (1) 自身が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはその他前各号に準ずる者（以下、合わせて「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、及び、過去5年間において反社会的勢力ではなかったこと

- (2) 自身が反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有していないこと、及び、過去5年間において当該関係を有していなかったこと
- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
 - ⑤ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる関係
- (3) 自身または第三者を利用して、相手方に対して、以下の各号のいずれかに該当する行為をしないこと
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 脅迫的な言動や暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他、前各号に準ずる行為
- 2 当社及びお客様は、自身について、前項に反する事実を発見した場合、または、そのおそれがあることが判明した場合には、直ちに相手方にその事実を報告しなければなりません。
- 3 当社及びお客様は、相手方が前2項に違反した場合、通知催告なしに、本契約を解除することができるものとします。

第15条 準拠法・管轄裁判所

- 1 本契約は、日本法に準拠して解釈判断されるものとします。
- 2 本契約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条 残存条項

本契約終了後も、第4条ないし第11条、第12条2項及び3項、第13条及び第15条は、引き続き効力を有するものとします。

第17条 協議

本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、当社とお客様が誠実に協議のうえこれを決定するものとします。